

渡邊清太郎
藤本壽夫
前田政吉

八分九厘

略記

一 解雇手当の制定

一 年未満 即日分

一 年未満 六十日分

一 年未満 即日分

一 年未満 六十日分

一 年未満 即日分

一 年未満 六十日分

二 退職手当の制定 (職上自己の都合に限

職の場合) 一 年未満 即日分

一 年未満 六十日分

三 臨時解雇の場合

一 年未満 即日分

一 年未満 六十日分

一 年未満 即日分

一 年未満 六十日分

支給 以下